

様式第30号の6 (第35条の2、第40条関係) 養子縁組調査書

養子縁組調査書										調査年月日	
										調査者	印
児童 について の事項	本籍地									生育歴	
	氏名										
	生年月日	年	月	日	年齢	歳	性別				
	性 格									健康状態	
	本人の 意向										
養 親 に つ い て の 事 項	養父についての事項					養母についての事項					
	本籍地										
	住 所										
	氏 名										
	生年月日	年	月	日	年齢	歳	年	月	日	年齢	歳
	履 歴										
	職 業										
	健康状態										
	性 格										
家 庭 の 状 況	社 会 的 信 用				家庭内の 雰囲気				近 隣 の 評 判		
	地 社 会 的 状 況				出入りす る人の傾 向				営 業 の 状 況		
	家 計 及 び 資 産	一年間の収入 支 出		資 産	田畑	山林	宅地	家屋	その他 の動産		
		収 入	支 出	坪数	坪	坪	坪	坪	坪		
円		円	時価	円	円	円	円	円			
※ 児童相談 所長の意見											

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第30号の7 (第35条の2、第40条関係) 養子縁組承諾許可(不許可)書

養子縁組承諾許可(不許可)書

年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで申請のあつた次の児童について養子縁組を許可(不許可)とします。

養 親	養 父	氏 名		生年月日(年齢)		職 業		
				( )				
	養 母	本 籍 地						
		現 住 所						
	養 子 に な ろ う と す る 児 童	本 籍 地						
		氏 名		生年月日(年齢)		( )		性別
	入所している施設名							
	不 適 当 と 認 め る 理 由							

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第34号から様式第36号までを次のように改める。

様式第34号から様式第36号まで 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に第2条の規定による改正前の児童福祉法施行細則様式第34号及び様式第35号の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の児童福祉法施行細則様式第30号の5及び様式第30号の6の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第36号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>( 出 納 員 )</p> <p><b>第 4 条</b> 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第9号までに掲げる職にある者をもつて充て、第10号から第17号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 総務部管理局総務管理課庁舎管理係長、施設管理改革グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）及び財産処分係長_____</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 土木部河川港湾局港湾海岸課管理係長</p> <p>(6)～(17) 省略</p> <p>( 出 納 員 以 外 の 会 計 職 員 )</p> <p><b>第 5 条</b> 省略</p> <p>2 前項に規定する現金取扱員及び物品取扱員は当該事務を取り扱う必要のある本庁各課及び地方機関（予算令達を受けない機関を含む。）に置き、会計員は出納局_____及び地方局の出納室に置く。</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">           地方局の徴税吏員たる職員            一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、地方局総務企画部支局総務県民室の総務県民防災グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長            二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員            三 保健所、四国中央土木事務所、今治土木事務所、久万高原土木事務所、八幡浜土木事務所、大洲土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所         </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">現金取扱員</td> </tr> </table>	地方局の徴税吏員たる職員 一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、地方局総務企画部支局総務県民室の総務県民防災グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長 二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員 三 保健所、四国中央土木事務所、今治土木事務所、久万高原土木事務所、八幡浜土木事務所、大洲土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所	現金取扱員	<p>( 出 納 員 )</p> <p><b>第 4 条</b> 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第9号までに掲げる職にある者をもつて充て、第10号から第17号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 総務部管理局総務管理課庁舎管理係長、_____財産処分係長及び用品調達係長</p> <p>(3) 総務部新行政推進局行政システム改革課長及び課長補佐</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6)～(17) 省略</p> <p>( 出 納 員 以 外 の 会 計 職 員 )</p> <p><b>第 5 条</b> 省略</p> <p>2 前項に規定する現金取扱員及び物品取扱員は当該事務を取り扱う必要のある本庁各課及び地方機関（予算令達を受けない機関を含む。）に置き、会計員は出納局、総務部新行政推進局行政システム改革課及び地方局の出納室に置く。</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">           地方局の徴税吏員たる職員            一 地方局総務県民部総務調整課の調整管理係長及び西条地方局産業経済部農政普及課の担当係長            二 松山地方局建設部管理課貿易港管理係の職員            三 保健所、四国中央土木事務所_____、久万高原土木事務所_____、大洲土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所         </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">現金取扱員</td> </tr> </table>	地方局の徴税吏員たる職員 一 地方局総務県民部総務調整課の調整管理係長及び西条地方局産業経済部農政普及課の担当係長 二 松山地方局建設部管理課貿易港管理係の職員 三 保健所、四国中央土木事務所_____、久万高原土木事務所_____、大洲土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所	現金取扱員
地方局の徴税吏員たる職員 一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、地方局総務企画部支局総務県民室の総務県民防災グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長 二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員 三 保健所、四国中央土木事務所、今治土木事務所、久万高原土木事務所、八幡浜土木事務所、大洲土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所	現金取扱員				
地方局の徴税吏員たる職員 一 地方局総務県民部総務調整課の調整管理係長及び西条地方局産業経済部農政普及課の担当係長 二 松山地方局建設部管理課貿易港管理係の職員 三 保健所、四国中央土木事務所_____、久万高原土木事務所_____、大洲土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所	現金取扱員				

所、家畜保健衛生所（支所を含む。）及びダム管理事務所（台ダム管理事務所を除く。）の庶務を担当する係長（担当係長を含む。以下この欄において同じ。）並びに台ダム管理事務所の管理課長 四～六 省略	
～三 省略	
出納局 及び地方局出納室の職員（出納員を除く。）	

（会計管理者等の事務の一部委任）

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 総務部管理局総務管理課施設管理改革グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れるふるさと寄附金の収納及び保管に関すること。
- (3) 省略

- (4) 省略
- (5) 土木部河川港湾局港湾海岸課管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、港湾海岸課が実施する埋立地の売払いの契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。

(6)～(11) 省略

2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 室長から第5条第3項の表の左欄に掲げる職員を充てる現金取扱員のうち徴税吏員及び選挙管理委員会事務局の地方書記長以外の現金取扱員に委任させる事務は、地方機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する地方機関の事務に係る現金の収納、保管及び繰替払並びに歳入歳出外現金等の受入れ及び保管並びに入札保証金（これに代えて提供される有価証券を含む。）の払出し（開札後直ちに還付するものに限る。）に関すること、予算令達を受けない機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する機関の公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（家畜保健衛生所の支所の現金取扱員にあつては、家畜保健衛生所手数料を含む。）の収納及び保管に関すること。

(3)～(6) 省略

（納入の通知）

第17条 省略

2 歳入徴収者は、次に掲げる歳入については、前項の規定にかか

所、家畜保健衛生所_____及びダム管理事務所（台ダム管理事務所を除く。）の庶務を担当する係長（担当係長を含む。以下この欄において同じ。）並びに台ダム管理事務所の管理課長 四～六 省略	
～三 省略	
出納局、総務部新行政推進局行政システム改革課 及び地方局出納室の職員（出納員を除く。）	

（会計管理者等の事務の一部委任）

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 総務部管理局総務管理課用品調達係長に委任させる事務は、本庁各課（警察本部を除く。）の会計事務のうち、愛媛県用品調達規則（昭和41年愛媛県規則第22号）に基づく用品の集中調達契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (4) 総務部新行政推進局行政システム改革課長及び課長補佐に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に関すること。

(5) 省略

(6)～(11) 省略

2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 室長から第5条第3項の表の左欄に掲げる職員を充てる現金取扱員のうち徴税吏員及び選挙管理委員会事務局の地方書記長以外の現金取扱員に委任させる事務は、地方機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する地方機関の事務に係る現金の収納、保管及び繰替払並びに歳入歳出外現金等の受入れ及び保管並びに入札保証金（これに代えて提供される有価証券を含む。）の払出し（開札後直ちに還付するものに限る。）に関すること、予算令達を受けない機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する機関の公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金\_\_\_\_\_の収納及び保管に関すること。

(3)～(6) 省略

（納入の通知）

第17条 省略

2 歳入徴収者は、次に掲げる歳入については、前項の規定にかか

ならず、納入義務者に口頭、掲示その他の方法によつて納入の通知をすることができる。

(1)～(4) 省略

(5) 用品交付代価及び庁用自動車使用料で公金振替をするもの

(会計管理者等の現金収納)

**第22条** 省略

2～4 省略

5 前項の規定にかかわらず、収入受託者は、別に定めるところに

より、同項の規定による領収済通知書の送付に代えて、当該領収済通知書の記載事項のデータを、データ伝送の方法（電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。）を用いてデータを伝送する方法をいう。以下同じ。）により歳入徴収者に送付することができる。

(口座振替による納付)

**第30条** 省略

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、歳入徴収者は、別に定めるところにより、同項の規定による納入通知書の送付に代えて、当該納入通知書の記載事項のデータを、データ伝送の方法

\_\_\_\_\_により指定金融機関等に送付することができる。

4・5 省略

(見積り)

**第147条** 契約担当者は、随意契約をするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、これを1人の者から徴することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 愛媛県用品調達規則（昭和41年愛媛県規則第22号）に基づく

用品の集中調達契約で、見積書を徴する者をあらかじめ特定せず、参加を希望する者（第131条の規定による一般競争入札の参加者の資格を有する者に限る。）が自由に参加できる見積競争により見積書を徴する方法を用いた結果、1人の者のほかに見積書の提出がないものに係る契約

(6) 省略

2～4 省略

(物品の管理換え等)

**第174条** 省略

2 省略

3 物品管理者は、前項の規定による物品の送付を受けたときは、直ちに備品管理簿等又は消耗品受払簿等に記帳し、物品出納者の確認を受けなければ

\_\_\_\_\_ならない。

4・5 省略

(賠償責任)

**第234条** 法第243条の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定める

ならず、納入義務者に口頭、掲示その他の方法によつて納入の通知をすることができる。

(1)～(4) 省略

(会計管理者等の現金収納)

**第22条** 省略

2～4 省略

(口座振替による納付)

**第30条** 省略

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、歳入徴収者は、別に定めるところにより、同項の規定による納入通知書の送付に代えて、当該納入通知書の記載事項のデータを、データ伝送の方法（電気通信設備

\_\_\_\_\_により指定金融機関等に送付することができる。

4・5 省略

(見積り)

**第147条** 契約担当者は、随意契約をするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、これを1人の者から徴することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

2～4 省略

(物品の管理換え等)

**第174条** 省略

2 省略

3 物品管理者は、前項の規定による物品の送付を受けたときは、直ちに管理換物品受領書（様式第78号）を2部作成し、1部は物品出納者に、他の1部は管理換えをした物品管理者に送付しなければ

\_\_\_\_\_ならない。

4・5 省略

(賠償責任)

**第234条** 法第243条の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定める

ものとする。

- (1) 省略
- (2) 支出負担行為に関する確認 出納局の課長及び課長補佐 \_\_\_\_\_ 並びに地  
方局出納室長補佐
- (3)・(4) 省略

ものとする。

- (1) 省略
- (2) 支出負担行為に関する確認 出納局の課長及び課長補佐、総  
務部新行政推進局行政システム改革課長及び課長補佐並びに地  
方局出納室長補佐
- (3)・(4) 省略

様式第21号から様式第22号まで、様式第24号の2、様式第25号、様式第27号から様式第28号の2まで及び様式第57号の3の規定中「会計課長」を「課長」に改める。

様式第78号を次のように改める。

様式第78号削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県会計規則様式第28号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第541号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6規定により、第4次愛媛県地域保健医療計画（平成14年4月愛媛県告示第735号）を変更し、第5次愛媛県地域保健医療計画を次のとおり定めた。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を愛媛県保健福祉部管理医療対策課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第542号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年4月1日

○愛媛県告示第544号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3820200289	アキラ産業有限会社	今治市松本町5丁目2番地3	田 坂 力	共同生活援助	共同生活援助事業所（グループホーム）いずみ	今治市菊間町浜11473	平成20年3月24日

○愛媛県告示第545号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813600081	株式会社フォースコーボレーション	喜多郡内子町内子716番地	森 本 誠	居宅介護	訪問介護センターやすらぎ	喜多郡内子町内子716番地	平成20年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4番地9	医療法人生きる会	平成23年3月25日まで

○愛媛県告示第543号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	八幡浜市	平成23年3月27日まで

3813600081	株式会社フォースコー ボレーション	喜多郡内子町内子716 番地	森 本 誠	重度訪問介護	訪問介護センターやす らぎ	喜多郡内子町内子716 番地	平成20年 4月1日
------------	----------------------	-------------------	-------	--------	------------------	-------------------	---------------

○愛媛県告示第 546 号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第 222 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成20年度事業から適用する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（申請書等の提出）</p> <p><b>第 6 条</b> 前条に規定する補助金の内示を受けた事業主体は、次に掲げる書類（第 3 条第 1 項の県単独林道整備事業のうち林内作業車道の場合にあつては、第 2 号の書類を除く。）を、<u>所轄の地方局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（5） 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（事業計画の変更）</p> <p><b>第 9 条</b> 補助金の交付を受ける事業主体が、設計書又は第 6 条に規定する書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、その理由を明らかにし、<u>所轄の地方局長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>（概算払）</p> <p><b>第11条</b> <u>地方局長</u>は、特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。</p> <p>2 事業主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書を<u>所轄の地方局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（事業の中止又は廃止）</p> <p><b>第16条</b> 事業主体は、補助金交付申請書を提出した後で、当該林道に関する事業を中止（当該年度内における一時中止を除く。）し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（又は廃止）承認申請書を<u>所轄の地方局長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（事業の繰越し）</p> <p><b>第17条</b> 事業主体は、天災その他避け難い理由により、林道に関する事業を翌年度に、繰越施行しようとするときは、当該年度の1月31日までに繰越承認申請書を<u>所轄の地方局長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（補助金の返還等）</p> <p><b>第19条</b> 森林組合又は森林組合連合会は、補助金の交付を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに<u>所轄の地方局長</u>に報告するとともに、<u>所轄の地方局長</u>の返還命令を受けて当該仕入れに係る消費税等相当額（仕入れに係る消費税等相当額として既に減額した額がある場合にあつては、当該減額した額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。</p> <p><b>別表第 1</b>（第 3 条、別表第 2 関係）</p> <p>1 森林環境保全整備事業</p>	<p>（申請書等の提出）</p> <p><b>第 6 条</b> 前条に規定する補助金の内示を受けた事業主体は、次に掲げる書類（第 3 条第 1 項の県単独林道整備事業のうち林内作業車道の場合にあつては、第 2 号の書類を除く。）を、<u>所轄の地方局</u>を経由して、<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（5） 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（事業計画の変更）</p> <p><b>第 9 条</b> 補助金の交付を受ける事業主体が、設計書又は第 6 条に規定する書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、その理由を明らかにし、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>（概算払）</p> <p><b>第11条</b> <u>知事</u>は、特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。</p> <p>2 事業主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書を<u>所轄の地方局</u>を経由して<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>（事業の中止又は廃止）</p> <p><b>第16条</b> 事業主体は、補助金交付申請書を提出したあとで、当該林道に関する事業を中止（当該年度内における一時中止を除く。）し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（又は廃止）承認申請書を<u>所轄の地方局</u>を経由して<u>知事</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（事業の繰越し）</p> <p><b>第17条</b> 事業主体は、天災その他避け難い理由により、林道に関する事業を翌年度に、繰越施行しようとするときは、当該年度の1月31日までに繰越承認申請書を<u>所轄の地方局</u>を経由して<u>知事</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（補助金の返還等）</p> <p><b>第19条</b> 森林組合又は森林組合連合会は、補助金の交付を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに<u>知事</u>に報告するとともに、<u>知事</u>の返還命令を受けて当該仕入れに係る消費税等相当額（仕入れに係る消費税等相当額として既に減額した額がある場合にあつては、当該減額した額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。</p> <p><b>別表第 1</b>（第 3 条、別表第 2 関係）</p> <p>1 森林環境保全整備事業</p>

事業の種目			事業の種目の内容	補助率	
				基準	率
					市町
1	育	省略			
	成林整備事業				
2	共	省略			
	生環境整備事業				

事業の種目			事業の種目の内容	補助率			
				基準	率		
					市町	市町以外	
1	水	省略					
	土保全林整備事業						
2	共	省略					
	生林整備事業						
3	資	(1) 森林管理道整備(開設)及び森林施業道整備(開設)	ア (ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分の5.5以内	10分の6以内
			イ (イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分の6以内	10分の6.5以内
			ウ (ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
			エ (エ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	同	10分の6以内
			イ (ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10分の5.5以内
			イ (イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	同	10分の6以内
			イ (ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5以内	10分の5以内
			イ (エ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	同	10分の6以内



									の地域で行う				
									もの				
									(2) 作業ポイント整備	用地及び取付道路	同	10分	10分
												の の 3.5 以内	の の 3.5 以内
3 省略									(3) 接続路整備	接続路	同	同	同
2~5 省略									4 省略				
2~5 省略									2~5 省略				

様式第1号(その1)、様式第2号、様式第3号(その1)、様式第4号、様式第5号(その1)、様式第6号、様式第7号(その1)、様式第8号から様式第12号(その1)まで及び様式第13号中「愛媛県知事」を「地方局長」に改める。

○愛媛県告示第547号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)作業

- 2 作業期間 平成19年7月3日から平成20年2月5日まで

- 3 作業地域 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第548号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市坂井町二丁目甲3218番4から 同市坂井町二丁目甲3217番1まで	旧	メートル 16.0~23.7	キロメートル 0.030	
			新	16.0~16.5	0.030	
"	"	新居浜市坂井町二丁目甲3217番1から 同市坂井町二丁目甲3284番1まで	旧	6.6~8.3 16.0~17.0	0.127 0.098	
			新	16.0~17.0	0.098	
"	国領高木線	新居浜市坂井町二丁目甲3312番4から 同市坂井町二丁目甲3582番3まで 及び 新居浜市坂井町二丁目甲3582番3から 同市坂井町二丁目甲3492番6まで	旧	6.0~30.2 15.0~44.6	0.455 0.664	
			新	8.0~30.2 15.0~44.6	0.106 0.491	

○愛媛県告示第549号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜角野線	新居浜市坂井町一丁目甲5445番2から 同市坂井町一丁目甲5416番21まで	平成20年4月1日

”	多喜浜泉川線	新居浜市庄内町六丁目335番3地先から 同市坂井町二丁目甲3284番1まで	”
”	国領高木線	新居浜市坂井町二丁目甲3312番4から 同市坂井町二丁目甲3582番3まで	”

## ○愛媛県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	北条玉川線	松山市猿川甲725番11から 同市猿川甲857番5まで	旧	メートル 4.3～13.8 12.3～30.3	キロメートル 0.686 0.658	
			新	12.3～30.3	0.658	

## ○愛媛県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	辰巳伊予和気停車場線	松山市太山寺町1545番4から 同町1543番8まで	旧	メートル 14.8～15.0	キロメートル 0.052	
			新	15.4～15.8	0.052	

## ○愛媛県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	辰巳伊予和気停車場線	松山市太山寺町乙254番5から 同町1465番9まで	平成20年4月1日

## ○愛媛県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字西開846番1から 同字901番4地先まで	旧	メートル 6.3～11.1	キロメートル 0.356	
			新	14.0～17.0	0.356	

"	"	伊予郡松前町大字北川原字原端944番4地先から 同字951番7地先まで	旧	5.8~7.7	0.143	
			新	15.0	0.143	

## ○愛媛県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町三嶋1756番地先から 同町三嶋1628番地先まで	平成20年4月1日

## ○愛媛県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東3152番から 同町大瀬東3150番地先まで	平成20年4月1日

## ○愛媛県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山699番3	旧	メートル 6.6~7.0	キロメートル 0.047	
			新	12.0~17.4	0.047	
"	"	南宇和郡愛南町小山752番2から 同町小山765番2まで	旧	4.8~7.5	0.110	
			新	9.6~11.0	0.110	

## ○愛媛県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山699番3	平成20年4月1日

"	"	南宇和郡愛南町小山752番 2 から 同町小山765番 2 まで	平成20年 4 月 1 日
---	---	-------------------------------------	---------------

○愛媛県告示第 558 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に

供する。

平成20年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 559 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第60号 平成20年 3 月17日	伊予郡松前町大字出作字山王39番 2	松山市南吉田町1455番地 1 フォール南吉田103号 神 野 慎 二 朗

○愛媛県告示第 560 号

宅地建物取引業（昭和27年法律第 176 号）第65条第 2 項の規定に基づき、平成20年 4 月 7 日から平成20年 5 月21日まで次の者に係る宅地建物取引業務の全部の停止を命じた。

平成20年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号
有限会社富士開発	井 下 富士男	西条市神拝甲51 1番地109	愛媛県知事(5) 第3909号

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3 月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令**

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
<b>別表第 2</b> （第 2 条、第 5 条関係） 作業服等の貸与基準						<b>別表第 2</b> （第 2 条、第 5 条関係） 作業服等の貸与基準					
貸与対象者	品目	数 量	着 用 期 間	貸 与 期 間	備考	貸与対象者	品目	数 量	着 用 期 間	貸 与 期 間	備考
1 作業員の業務に従事する職員	(1) 省略					1 作業員の業務に従事する職員	(1) 省略				
	(2) 農業大 学校又は 農林水産	省略					(2) 農業大 学校、農 業試験	省略			

																					研究 所 ( 林業研 究センタ ーを除 く。 ) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____に 勤務する もの																			場、果樹 試験場、 花き総合 指導セン ター、畜 産 試 験 場、養鶏 試験場、 水産試験 場、中予 水産試験 場又は魚 病指導セ ンターに 勤務する もの																				
																					(3) 農林水 産研究所 林業研究 センター に勤務す るもの	省略													(3) 林業技 術センタ ー _____に 勤務する もの	省略																								
																					(4) 農林水 産研究所 林業研究 センター 又は水産 研究セン ター _____に 勤務する もの	省略													(4) 林業技 術センタ ー、水産 試験場、 中予水産 試験場又 は魚病指 導センタ ーに勤務 するもの	省略																								
																					(5) 子ども 療育セン ター、産 業技術研 究所繊維 産業技術 センター 若しくは 紙産業技 術センタ ー、農業 大学校又 は農林水 産研究所 企画環境 部、農業 研究部、 果樹研究 センタ ー、林業	省略																	(5) 子ども 療育セン ター、織 維産業試 験場、紙 産業研究 センタ ー、農業 大学校、 農業試験 場、果樹 試験場、 花き総合 指導セン ター、林 業技術セ ンター、 水産試験 場開発室 若しくは	省略																				

	研究センター、水産研究センター環境資源室、養殖推進室若しくは魚類検査室若しくは栽培資源研究所浅海調査室に勤務するもの							増殖室、中予水産試験場企画開発室、増殖室若しくは東予分場又は魚病指導センター _____ _____ _____ に勤務するもの					
(6)	農林水産研究所畜産研究センター、水産研究センター養殖推進室若しくは栽培資源研究所増殖技術室に勤務するもの	省略						(6) 畜産試験場、養鶏試験場、水産試験場栽培推進室又は中予水産試験場栽培推進室 _____ _____ に勤務するもの	省略				
(7)	農林水産研究所水産研究センター _____ _____ に勤務するもの	省略						(7) 水産試験場、中予水産試験場又は魚病指導センターに勤務するもの	省略				
(8)	農業大学校又は農林水産研究所（水産研究センターを除く。） _____ _____ に勤務するもの	省略						(8) 農業大学校、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、養鶏試験場又は林業技術センターに勤務するもの	省略				
(9)	農林水産研究所畜産研究	省略						(9) 畜産試験場又は養鶏試験	省略				

	センター に勤務するもの							場 に勤務するもの					
	(10) 農林水産研究所 林業研究センター に勤務するもの	省略						(10) 林業技術センター に勤務するもの	省略				
	(11) 農林水産研究所 (水産研究センターを除く。)	省略						(11) 農業試験場、果樹試験場、花き総合指導センター、畜産試験場、養鶏試験場又は林業技術センターに勤務するもの	省略				
2・3 省略								2・3 省略					
4 自動車運転業務に従事する職員	(1) 総務管理課、地方局総務課、若しくは支局総務課又は保健所に勤務するもの	省略						(1) 総務管理課、地方局総務調整課 又は保健所に勤務するもの	省略				
	(2) 省略							(2) 省略					
	(3) 農業大学校又は農林水産研究所果樹研究センターに勤務するもの	省略						(3) 農業大学校又は果樹試験場 に勤務するもの	省略				
	(4) 省略							(4) 省略					
	(5) 農林水産研究所林業研究センターに勤務するもの							(5) 林業技術センター に勤務するもの					
	(6) 省略							(6) 省略					

5～10 省略							
11 循環型社会推進課に勤務する職員のうち、産業廃棄物関係業務又は一般廃棄物関係業務に従事するもの		省略					
12・13 省略							
14 保健所に勤務する職員	(1)～(5) 省略						
	(6) 狂犬病予防対策及び動物愛護管理業務に従事するもの	作業服 ゴム長靴	2 1	年 年	2 2	年 年	
15～24 省略							
25 産業技術研究所（建設技術センターを除く。） に勤務する職員のうち、試験研究業務に従事するもの		省略 安全靴	1	年 間	3 年	重量物取扱業務	
26 産業技術研究所建設技術センターに勤務する職員のうち、土木技術職員又は管理業務に従事するもの		作業服 作業服（夏） 防寒服 雨がっぱ	2 2 1 1	年 夏 冬 年	2 2 3 2	年 年 年 年	

  

5～10 省略							
11 廃棄物対策課に勤務する職員のうち、産業廃棄物関係業務又は一般廃棄物関係業務に従事するもの		省略					
12・13 省略							
14 保健所に勤務する職員	(1)～(5) 省略						
15～24 省略							
25 工業技術センター、繊維産業試験場、紙産業研究センター又は窯業試験場に勤務する職員のうち、試験研究業務に従事するもの		省略 安全靴	1	年 間	3 年	繊維産業試験場に勤務する職員のうち、織機業務に従事するもの又は紙産業研究センター若しくは窯業試験場に勤務する職員のうち、試験業務に従事するものに 限る。	



		ヘル メッ ト	1	年 間	3 年	
		ゴム 長靴	1	年 間	3 年	
		安全 靴	1	年 間	3 年	
		作業 靴	1	年 間	2 年	
27	省略					
28	本庁農政課又は地方局産 業振興課、地域農業室、産 地育成室、支局地域農業室 若しくは支局産地育成室に 勤務する職員のうち、地籍 調査業務、国有農地の境界 査定業務、農地転用現地調 査業務 _____、 経営構造対策事業等の現地 調査、指導若しくは検査の 業務、実地指導業務又は土 壌サンプリング調査業務に 従事するもの	省略				
29	省略					
30	農林水産研究所企画環境 部又は農業研究部（花き研究 指導室を除く。）に勤務する 職員のうち、試験研究業 務、ほ場管理業務、土壌調 査業務、病害虫発生現地調 査業務又は実地指導業務に 従事するもの	省略 安全 眼鏡	1	年 間	2 年	
31	省略					
32	農産園芸課に勤務する職 員のうち、農産園芸に関す る現地調査、指導若しくは 検査の業務又は中山間対策 業務に従事するもの	省略				
33	農林水産研究所農業研究 部花き研究指導室又は果樹 研究センターに勤務する職 員のうち、試験研究業務、 ほ場調査業務又はほ場管理 業務に従事するもの	省略 じか 足袋	2	年 間	2 年	果樹研 究セン ターに 勤務す るもの に限る。
		省略				
34	省略					
35	家畜保健衛生所又は家畜病 性鑑定所に勤務する職員の	省略				
26	省略					
27	本庁農政課又は地方局農 政普及課  _____に 勤務する職員のうち、地籍 調査業務、国有農地の境界 査定業務、農地転用現地調 査業務、中山間対策業務、 経営構造対策事業等の現地 調査、指導若しくは検査の 業務、実地指導業務又は土 壌サンプリング調査業務に 従事するもの	省略				
28	省略					
29	農業試験場又は病害虫防 除所  _____に勤務する 職員のうち、試験研究業 務、ほ場管理業務、土壌調 査業務、病害虫発生現地調 査業務又は実地指導業務に 従事するもの	省略 安全 眼鏡	1	年 間	2 年	農業試 験場に 勤務す るもの に限る。
30	省略					
31	農産園芸課に勤務する職 員のうち、農産園芸に関す る現地調査、指導又は 検査の業務 _____ _____に従事するもの	省略				
32	果樹試験場又は花き総合指 導センター  _____に勤務する職員 のうち、試験研究業務、ほ場 調査業務又はほ場管理業務 に従事するもの	省略 じか 足袋	2	年 間	2 年	果樹試 験場 _____に 勤務す るもの に限る。
		省略				
33	省略					
34	家畜保健衛生所又は家畜病 性鑑定室に勤務する職員の	省略				

うち、家畜保健衛生業務に従事するもの														
36 農林水産研究所畜産研究センターに勤務する職員のうち、試験研究業務、畜産若しくは養鶏の管理の業務又は場内管理の業務に従事するもの	省略													
37 林業政策課、森林整備課、地方局森林林業課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略													
38 農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、試験研究業務、実習指導業務又は試験林若しくはほ場の管理の業務に従事するもの	省略													
39 農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、樹木管理業務に従事するもの	省略													
40 省略														
41 省略														
42 農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員のうち、試験研究業務、船舶乗組業務又は水産動植物の管理業務に従事するもの	省略													
	ゴム長靴	1	年	2	年	水産研究センター養殖推進室栽培推進グループ及び水産研究センター栽培資源研究所増殖技術室栽培推進グループに勤務する職員を除く。								
	ゴム	1	年	1	年	水産研								
うち、家畜保健衛生業務に従事するもの														
35 畜産試験場又は養鶏試験場に勤務する職員のうち、試験研究業務、畜産若しくは養鶏の管理の業務又は場内管理の業務に従事するもの	省略													
36 林業政策課、森林整備課、地方局森林林業課又は林業技術センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略													
38 林業技術センターに勤務する職員のうち、試験研究業務、実習指導業務又は試験林若しくはほ場の管理の業務に従事するもの	省略													
38 林業技術センターに勤務する職員のうち、樹木管理業務に従事するもの	省略													
39 省略														
40 省略														
41 水産試験場、中予水産試験場又は魚病指導センターに勤務する職員のうち、試験研究業務、船舶乗組業務又は水産動植物の管理業務に従事するもの	省略													
	ゴム長靴										2	年	水産試験場栽培推進室及び中予水産試験場栽培推進室	
	ゴム										1	年	1	水産試
														に勤務する職員を除く。

	長靴	間	年	究セン ター養 殖推進 室栽培 推進グ ループ 及び水 産研究 センタ ー栽培 資源研 究所増 殖技術 室栽培 推進グ ループ に勤務 する職 員に限 る。		長靴	間	年	験場裁 培推進 室及び 中予水 産試験 場栽培 推進室 _____
	省略					省略			_____
43 省略									_____
44 地方局建設部、土木事務所又はダム管理事務所 _____ に勤務する職員のうち、土木技術職員又は管理業務に従事するもの	省略					43 地方局建設部、土木事務所、ダム管理事務所又は建設研究所に勤務する職員のうち、土木技術職員又は管理業務に従事するもの	省略		_____
45 省略						44 省略			_____
46 省略						45 省略			_____
47 今治土木事務所 _____ に勤務する職員のうち、機械の修理製作業務に従事する職員であつて、波止浜水門を管理するもの	省略					46 今治地方局建設部に勤務する職員のうち、機械の修理製作業務に従事する職員であつて、波止浜水門を管理するもの	省略		_____

附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

公 告

○公 告

平成20年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成20年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

平成20年 4月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 工事種別

- (1) 土木一式工事

- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事

- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

## 2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

## 3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。)第2条の規定による等級別格付け(以下「格付け」という。)をされた者
  - イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。)第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体
  - ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体(特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。)
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。
  - ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者
  - イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている

者

## 4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

## 5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

### (1) 請求先

県のホームページのえひめの土木

(<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/010dobokukanri/00005737041124/index.htm>)からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

### (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

## 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

## 7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書(様式第1号。以下「参加表明書」という。)を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

## 8 資格の効力

資格は、平成20年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

## 9 平成21年度及び平成22年度の資格審査

平成21年度及び平成22年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成20年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

## 10 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設係  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号(089)912-2644

## 別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2644	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線417)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線283)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

様

郵便番号 □□□—□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

⑩

電話 ( ) —

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

**教育委員会規則**

**○愛媛県教育委員会規則第13号**

愛媛県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会  
委員長 井 関 和 彦

**愛媛県立学校学則の一部を改正する規則**

愛媛県立学校学則（昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（授業料等）</p> <p><b>第15条 省略</b></p> <p><u>（授業料未納者に対する処分）</u></p> <p><b>第15条の2</b> 校長は、納付期限から6箇月を経過しても授業料を納付しない者に対して、出席の停止を命じることができる。</p> <p><u>2</u> 校長は、前項の規定により出席の停止を命ぜられた日からさらに3箇月を経過してもなお授業料を納付しない者に対して、退学を命じることができる。</p> <p>（褒賞及び懲戒）</p> <p><b>第16条 省略</b></p>	<p>（授業料等）</p> <p><b>第15条 省略</b></p> <p>（褒賞及び懲戒）</p> <p><b>第16条 省略</b></p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○愛媛県教育委員会規則第14号**

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会  
委員長 井 関 和 彦

**愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則**

愛媛県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第1節～第11節 省略</p> <p><u>第12節 学校評価（第49条の4）</u></p> <p>第3章・第4章 省略</p> <p>（校長の職務）</p> <p>第20条 校長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第4項の規定に基づき、学校経営の責任者として次の事項を定めなければならない。</p> <p>（1）～（7） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第49条の3 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>第12節 学校評価</u></p> <p>（学校評価）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第1節～第11節 省略</p> <p>第3章・第4章 省略</p> <p>（校長の職務）</p> <p>第20条 校長は、学校教育法第37条第3項_____の規定に基づき、学校経営の責任者として次の事項を定めなければならない。</p> <p>（1）～（7） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第49条の3 省略</p> <p>2・3 省略</p>



第49条の4 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の教職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 校長は、前2項の規定による評価の結果を教育長に報告するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、学校運営の状況に係る評価に関し必要な事項は、別に定める。

第57条 第4条、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条から第10条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条から第41条まで並びに第49条の2から第49条の4までの規定は、特別支援学校に、これを準用する。

2・3 省略

第57条 第4条、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条から第10条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条から第41条まで、第49条の2並びに第49条の3の規定は、特別支援学校に、これを準用する。

2・3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 177

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（選考の実施）</p> <p><b>第22条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者が選考を請求しようとする場合には、別表第9又は別表第10による選考請求書に当該被選考者の履歴書のほか、採用の場合にあつては、次に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 調査書（別表第12）</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 採用しようとする職に必要な身体の状態について人事委員会が確認できる書類</p> <p>（選考の基準）</p> <p><b>第24条</b> 選考の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表第13及び別表第14の基準を満たすこと。ただし、行政職群の3級以上の職、警部補、警部及び警視の階級に在級する者に係る公安職群の職、研究職群の2級以上の職、医療職群(一)の2級以上の職、医療職群(二)の4級以上の職並びに医療職群(三)の4級以上の職に就けようとする場合にあつては、人事委員会がこれらの基準に準ずると認めれば足りる。</p> <p><b>別表第4</b>（第4条関係）</p>	<p>（選考の実施）</p> <p><b>第22条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者が選考を請求しようとする場合には、別表第9又は別表第10による選考請求書に当該被選考者の履歴書のほか、採用の場合にあつては、次に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 身体検査書（別表第12）</p> <p>(3) 調査書（別表第13）</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>（選考の基準）</p> <p><b>第24条</b> 選考の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表第14及び別表第15の基準を満たすこと。ただし、行政職群の3級以上の職、警部補、警部及び警視の階級に在級する者に係る公安職群の職、研究職群の2級以上の職、医療職群(一)の2級以上の職、医療職群(二)の4級以上の職並びに医療職群(三)の4級以上の職に就けようとする場合にあつては、人事委員会がこれらの基準に準ずると認めれば足りる。</p> <p><b>別表第4</b>（第4条関係）</p>

医療職群(一)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3級	知事の事務部局	省略  省略
	省略	
4級	知事の事務部局	省略
	省略	
5級	知事の事務部局	省略 地方局健康福祉環境部保健統括監 地方局健康福祉環境部支局保健統括監 省略
	省略	

医療職群(一)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3級	知事の事務部局	省略 <u>西条地方局健康福祉環境部企画課医監(3級)</u> 省略
	省略	
4級	知事の事務部局	省略 <u>西条地方局健康福祉環境部企画課医監(4級)</u>
	省略	
5級	知事の事務部局	省略 地方局健康福祉環境部保健統括監  省略
	省略	

別表第12を削り、別表第13を別表第12とし、別表第14を別表第13とし、別表第15を別表第14とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1052

職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。)附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務内容を考慮して人事委員会規則で定める職員)

**第2条** 条例附則第13項に規定する職務内容を考慮して人事委員会規則で定める職員は、平成20年4月1日以後、引き続き、条例第18条の2第1項に規定する職にある職員であって、研究職給料表の適用を受ける職員の職務を管理し、又は監督する地位にあるものとする。

(人事委員会規則で定める額)

**第3条** 条例附則第13項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる給与の種類に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 給料 平成20年3月31日に受けていた給料の月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (2) 管理職手当 平成20年3月31日に属していた研究職給料表の職務の級に引き続き属しているものとし、同日に適用を受けていた管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 68)別表第1の区分欄に掲げる区分(以下「旧区分」という。)の適用を引き続き受けるものとした場合に受けることとなる管理職手当の月額(同日後において旧区分より低い区分の適用を受けることとなった場合にあってはその適用を受ける期間に当該低い区分の適用を受けるものとした場合に受けることとなる額とし、同日後において同規則別表第2の管理職手当欄に掲げる額に増額改定があった場合にあっては当該改定がないものとした場合に受けることとなる額とする。)

(その者の受ける給料及び管理職手当の月額その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める職員)

**第4条** 条例附則第13項に規定するその者の受ける給料及び管理職手当の月額その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次

の各号に掲げる職員とする。

(1) その者の受ける給料の月額(条例附則第13項の規定の適用がないものとした場合における額であって、当該額がさかのぼって改定された場合にあっては、当該改定に係る条例の施行の日以後の期間について当該改定に係る条例の規定の適用があるものとした場合における額)と管理職手当の月額(条例附則第13項の規定の適用がないものとした場合における額であって、当該額がさかのぼって改定された場合にあっては、当該改定に係る人事委員会規則の施行の日以後の期間について当該改定に係る人事委員会規則の規定の適用があるものとした場合における額)との合計額が、前条第1号に定める額と同条第2号に定める額との合計額以上の額となる職員

(2) 平成20年4月1日以後、降任された職員

(端数計算)

**第5条** 条例附則第13項の規定による給料又は管理職手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1053

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

**職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則**

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(端数計算) <b>第16条</b> 省略 <b>第16条の2</b> 給与の計算に際して、その額に1円未満の端数があるときは、別に定めるもののほか、各給与種目ごとにその端数を切り捨てた額をもって当該給与の額とする。	(端数計算) <b>第16条</b> 省略

(農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第2条** 農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 225)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>第4条</b> 省略 (端数計算) <b>第4条の2</b> 条例第18条の5及び前条第2項の規定による農林漁業普及指導手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該農林漁業普及指導手当の月額とする。	<b>第4条</b> 省略

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

**第3条** 教職調整額の支給方法等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 389)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(端数計算) <b>第3条</b> _____ 特別措置 条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職調整額 _____ とする。	(短時間勤務教育職員の教職調整額の端数計算) <b>第3条</b> 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員について、特別措置 条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1054

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4月 1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 1 号（第39条関係） 特殊勤務従事簿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">省略</div> <p>備考 1～4 省略</p> <p>5 この様式は、次の各手当について使用すること。</p> <p>(1) 県税事務従事職員の特殊勤務手当 (2) 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当 (3) 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当 (4) レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当 (5) 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当 (6) 児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(7) 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当 (8) 精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当 (9) 職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当 (10) と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当 (11) 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当 (12) 爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当 (13) 漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当 (14) 家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当 (15) 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当 (16) 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当 (17) 食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当 (18) 特殊自動車運転作業手当</p>	<p>様式第 1 号（第39条関係） 特殊勤務従事簿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">省略</div> <p>備考 1～4 省略</p> <p>5 この様式は、次の各手当について使用すること。</p> <p>(1) 県税事務従事職員の特殊勤務手当 (2) 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当 (3) 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当 (4) レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当 (5) 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当 (6) 児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当 (7) 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当（指紋を利用する犯罪鑑識作業手当、手口を利用する犯罪鑑識作業手当、写真を利用する犯罪鑑識作業手当、理化学の知識を利用する犯罪鑑識作業手当、法医学の知識を利用する犯罪鑑識作業手当、銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業手当、要人等の身辺警護等の作業手当、銃器犯罪捜査作業手当、交通専務員が従事する交通の取締り、整理及び事故処理の作業（交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業又はひき逃げ捜査作業を除く。）手当、夜間特殊作業手当、潜水器具を着用して従事する潜水作業手当、死体取扱作業手当、特殊危険物質の処理等の作業手当、緊急業務処理作業手当及び術科指導作業手当を除く。） (8) 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当 (9) 精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当 (10) 職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当 (11) と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当 (12) 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当 (13) 爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当 (14) 漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当 (15) 家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当 (16) 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当 (17) 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当 (18) 食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当 (19) 特殊自動車運転作業手当</p>

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号(第39条関係) 警察職員特殊勤務従事簿

警察職員特殊勤務従事簿

所属 長印	職 氏 名	年 月分																														所属			支給額合計									
		日 曜	作業内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		勤務 日数	支給単価	支給額	手当の加算事由に該当する場合					
				勤務 日数	加算 単価	加算額																																						
																																				日	円	円	日	円	円	円		
																																				日	円	円	日	円	円			
																																				日	円	円	日	円	円			
																																					日	円	円	日	円		円	
																																					日	円	円	日	円		円	
																																					日	円	円	日	円	円	円	
																																					日	円	円	日	円	円		
																																					日	円	円	日	円	円		
																																					日	円	円	日	円	円		
																																						日	円	円	日	円		円
																																						日	円	円	日	円	円	円
																																						日	円	円	日	円	円	
																																						日	円	円	日	円	円	
																																						日	円	円	日	円	円	
																																							日	円	円	日	円	

平成20年4月1日

愛媛県報

第1951号